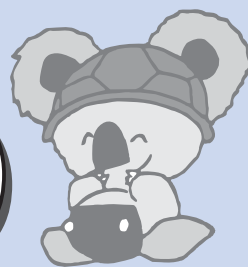


広報

こうら



甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

親子クッキングが開催されました。



健康推進員と一緒にクッキングしたよ！（東保育センター）



親子で植えた冬野菜を収穫してクッキングしたよ！（西保育センター）

2 新成人おめでとう！

9 確定申告納税相談日程

5 いぬかみ名所史跡めぐり

16 交通災害共済

7 ライフサポートセンター竣工イベント

17 年金からのお知らせ

祝 成人 88人の新成人おめでとう!

2010年1月10日(日)

晴れやかに成人の日を迎えられました皆さん、おめでとうございます。皆さんの将来は、無限の可能性を秘めております。皆さんの未来が輝かしいものとなりますことを心からお祈りいたします。

実行委員の皆さん
企画運営、大変ご苦労様でした。



祝 新成人と祝う集い



寄付

独居老人の支援につかって!

昨年の12月16日、八起建設工業(株)代表取締役宮本一起さんから町に30万円のご寄付をいただきました。宮本さんは、北川町長に独居老人の方が笑顔で生活をしていただけるための一助になればと話されました。

今回いただいた寄付金については、町予算に計上し、独居老人の方の生活支援のため有効活用させていただきます。

また昨年5月1日に宮本一起さんから50万円、宮本堅治さんから50万円の「ふるさと応援寄付金」をいただいています。こちらも教育推進(青少年育成や子育て支援)、福祉施策に有効に活用させていただきます。

ありがとうございました。



出初式

甲良町消防団出初式・犬上郡消防連合出初式挙行

新春恒例の甲良町消防団出初式が1月10日に挙行されました。消防団員は寒空の下、今年の防火防災への気持ちを新たにしました。

また、同日甲良町保健福祉センターを会場に犬上郡消防連合出初式も挙行され、犬上郡内の消防団および犬上分署員が一堂に会し、地域の安全のため努力することを誓いました。



本年度出初式における表彰者は以下の通り。(敬称略)

◎甲良町長表彰

○優良消防団員表彰 小川原班 小西賢児 金屋班 鋒山清光

◎滋賀県消防協会長表彰

○功績章 北落班 上田昭一

○勤功章 下之郷班 上野 悟

○30年以上勤続表彰 機関部長 小林弘行 北落班 上田 勝 呉竹班 山田光義

○20年以上勤続表彰 機関部長 田中章浩

○精励章銅賞 池寺班 上野 一 枝村賢一

○感謝状(20年以上勤続)元消防団 大野與一

◎滋賀県消防協会犬上支部長表彰

永年勤続表彰

○25年以上勤続表彰 下之郷班 川並守也

○15年以上勤続表彰 池寺班 村西徳弘

○5年以上勤続表彰 呉竹班 金田正広 金屋班 片岡昭裕 池寺班 上野 一 枝村賢一

誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



オガタ ラビニア キミちゃん
2月12日生(北 落)



まつみや ゆつき
松宮 優月ちゃん
2月16日生(呉 竹)

平成22年4月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H21年4月生のお子さん)の方は、2月23日(火)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。
問合先 総務課 ☎38-5061
保健福祉センター(保健師) ☎38-3314

新春

書き初め大会について

1月3日(日)午前10時から、甲良町立図書館で、町文化協会主催による書き初め大会を行いました。町内の小学生20人が集まって、新年に思う言葉を「鉛筆」や「筆」にのせて、元気よく書き上げました。これらの書は、1月31日まで図書館に展示しました。



筆による書き初め



硬筆による書き初め



小川原のお花サークルの
花付き書き初め展示

甲良
養護学校

『葉牡丹』のプレゼント!

平成21年12月18日(金)、尼子駅コミュニティハウスに、甲良養護学校の生徒の皆さんから「葉牡丹」の贈呈がありました。生徒の皆さんが丹精込めて作られた花を季節ごとに届けていただき、玄関を彩っています。ご利用の際にはぜひご覧になってください。



ご案内

いぬかみ名所史跡めぐり

- 日 時 3月20日(土) 9時~16時
- 訪 問 先 西明寺/八幡神社(在土)/せせらぎ農産物直売所/多賀大社/胡宮神社/豊会館/豊郷小学校旧校舎群
- 集 合 場 所 甲良町役場駐車場(午前8時40分集合)
- 内 容 ボランティアガイドによる観光案内、せせらぎ農産物直売所で地場野菜等の販売、参加者全員にお土産付き!
- 昼 食 一休庵
- 参 加 費 2,000円(食事・入館料・保険代等)
《当日、集合場所で参加費を集金します》
- 定 員 70人(先着順)*バスの補助席も利用しますのであらかじめご了承ください。
- 申 込 先 甲良町観光協会(産業振興課内)
TEL 38-5069 FAX 38-5072
- 申込方法 氏名(参加者全員)、郵便番号、住所、電話番号を下記の方法でお知らせください。
①申込書:役場1階産業振興課にある申込書に記入し提出
②TEL:38-5069(受付時間9:00~17:00)
③FAX:38-5072(随時受付)
- 募 集 期 間 2月15日(月)~26日(金)
- そ の 他 定員になり次第×切りますのでご了承ください。
参加決定者には、後日参加者チケットと案内通知をお送りいたします。

ふるさと
交流村

犬上地域の特産品 第5回は多賀町からです。

にんじん

多賀町では、安全・安心の「環境こだわり農産物」の認証を受け、にんじんの栽培に取り組んでいます。認定農業者を中心に、現在約260aを栽培しています。

にんじんは、カロチン(ビタミンA)の豊富な野菜として広く知られ、スープ・グラタン・パンケーキ・ジャムなどレシピの数は驚くほど豊富で毎日でも飽きずに食べられる野菜です。

収穫されたにんじんのほとんどは市場を通じ、地元の量販店で販売されていますが、直売所での販売、また地域の学校給食に利用されるなど「地産地消」に貢献しています。



間引き作業



緑黄色野菜の王様にんじん

問い合わせ先:多賀町農林商工課 ☎48-8117

次回予告 まめな生活自然派女性ねっと(甲良町)

図書館

図書館に行こう!

いよいよバレンタインシーズン到来!! 今年手作りチョコで愛情と感謝の気持ちを伝えてみませんか?

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

はじめてさん オススメ

『はじめてでも失敗しない! 手作りチョコ』
日本放送出版協会



お菓子作りがはじめてでも、時間と心にゆとりを持って楽しむべ大丈夫。親切チェックリスト&ていねいな解説ではじめてでもOK!

メッセージを添えて

『チョコレートのお菓子 レシピとラッピング』
向後千里/著 ひかりのくに



チョコレートのお菓子はプレゼントにピッタリ。手軽に作って気のきいたラッピングをすれば、とっても素敵な贈り物です。

超・簡単♪

『ヤミーさんの チョコスウィーツ』
ヤミー/著 主婦の友社



ギョーザの皮のチョコミルフィーユ、クッキーを使ったお手軽プチタルト...いつもの素材を工夫すれば、すてきなお菓子のできあがり。超簡単だけど自慢できるレシピ。

おしゃれで美味しい

『福田里香チョコ+スイーツ×ラッピング』



福田里香/著 日本放送出版協会
ガナッシュボールのチョコデザートや、ぴよこの焼きいもきんとんなどのスイーツレシピとラッピングアイデアいっぱいの一冊。

絶対に喜ばれます!

『一流シェフの っておき贈るショコラ』
世界文化社



チョコレートを知りつくしたシェフがそれぞれのお菓子にぴったりのチョコを紹介。プロのお菓子が再現できます。

2月の催し物

2月13日(土) 11:00~
おはなし会

2月27日(日) 11:00~
絵本教室

2月27日(日) 14:00~
子どもえいが会

『ひょっこりひょうたん島』
火山のばくはつでとつぜん動き出し

た「ひょうたん島」にとりのこされたサンデー先生と子どもたち。ひょうたん島はぼくらをのせてどこへゆく!?

2月28日(日) 14:00~
名作映画会

『鬼平犯科帳 スペシャル 兇賊』
原作:池波正太郎 出演:中村吉右衛門、多岐川裕美 他
鬼平に恨みをもつ因縁の大兇賊!

巧妙な罠にはめられた平蔵、絶体絶命の危機!!

☆☆☆お知らせ☆☆☆

2月17日(水)~23日(火)の間、蔵書点検のため閉館いたします。より利用していただきやすい本棚にするため、1冊1冊本を点検し、不明本・破損本などを調べます。期間中ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いたします。

お知らせ ライフサポートセンター 竣工イベントのお知らせ

下之郷地先に整備している
甲良町地域介護福祉空間施設および子育て支援センターの竣工イベントを開催します。

新しい施設の総合名称は、公募の結果「甲良町ライフサポートセンター」としました。子どもから高齢者まで、生涯に渡ってサポートしようとする願いが込められています。

.....ご応募ありがとうございました。

この施設は、子育て支援センター・介護予防施設「通称 ほっと館」、デイサービスセンター「かつらぎ」、高齢者共同生活の家(グループハウス)「けんじいの家」の4つの機能がある複合施設です。

【記念イベントと施設見学会】

○日時 2月27日(土) ○場所 ライフサポートセンター

☆施設見学は10時45分~15時00分の間、どなたでも自由にご覧いただけます。

☆竣工祝いの狂言と腹話術を楽しむ.....10時45分~11時15分

☆竣工記念体験コーナー.....11時15分~11時45分

【高齢者の方】

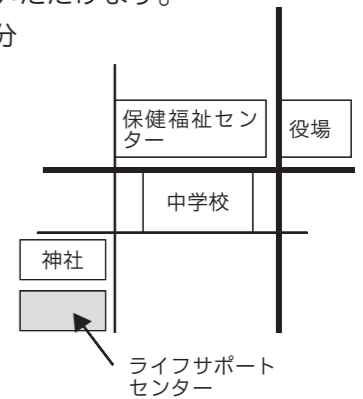
- ・体力測定のコーナー
- ・脳年齢を知ろう!脳トレコーナー

【子どもと保護者の方】

- ・楽しい子どもリトミック 1、2歳児対象
- ・楽しい子どもリトミック 3歳児以上対象

みなさん、お誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。

【問い合わせ先】☎38-8003(子育て支援センター)



グループハウス「けんじいの家」利用(入居)者募集のお知らせ

グループハウス「けんじいの家」の利用者(入居者)を募集します。以下に留意してご応募ください。(グループハウスの趣旨)

利用(入居)者がお互いに助け合い共同生活しながら住みなれた甲良町で暮らすための家です。また、地域の人や子どもたち、子育て中の親子が気軽に立ち寄り交流できる場として活用していきます。

○所在地 甲良町下之郷1511番地

○募集期間 平成22年2月8日(月)~2月24日(水)

○入居申請 町保健福祉課備え付けの申請書により申請してください。

○入居決定 平成22年3月上旬に町審査会により決定します。(申込み順ではありません)

○入居開始 平成22年4月1日から

(入居募集定員) 5人

(入居対象者) 次に掲げる要件のすべてを備えている方。

- (1) おおむね60歳以上の方
- (2) 甲良町内に引き続き1年以上居住している方
- (3) 独立した生活をするのに不安があるが、基本的に自立して日常生活を営むことができる方
- (4) グループハウスの生活において、自発的な意思により食事等日常生活全般にわたり、入居者相互が助け合いながら共同生活を営むことが可能な方

(料金) 利用料 1ヶ月20,000円(居室および共同施設の利用。光熱水費相当分含む)

※その他、食費等個人の生活全般に係る費用は個人負担となります

【問合先】甲良町保健福祉課 ☎38-5151 グループハウス担当

確定申告 **所得税・住民税の確定（所得）申告はお早めに！**

期間は平成22年2月16日（火）～3月15日（月）

平成22年度住民税と平成21年分所得税の確定申告が、2月16日（火）から始まります。必要な書類などの準備をお願いします。

□確定申告が必要な方。

■所得税

- ①農業や営業を営んでいる方。
 - ②給与を2カ所以上からもらっている方や給与所得以外に20万円を超える所得のある方および給与の年収が2千万円を超える方。
 - ③土地や建物などの資産を売った方。
 - ④地代、家賃、利子、配当、山林所得などがある方。
 - ⑤給与所得者が年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けたが、その者に38万円を超える所得がある場合。
 - ⑥平成21年中の各所得の合計額が各控除の合計額を超える方。
 - ⑦確定申告をすれば税金が戻る方。
- ※申告期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしますと、加算税や延滞税がかかることもあります。
※所得税の納付期限は3月15日（月）までです。

■住民税（所得税の確定申告が必要でない方でも、住民税の所得申告は必要です。）

平成21年中の所得（収入）の多少にかかわらず申告をしてください。特に、国民健康保険に加入している方は必ず申告してください。
3月15日（月）までに申告がないと、所得証明書が交付されません。また、国民健康保険税などの軽減が受けられません。（この場合、地方税法第315条にもとづいて所得の算定を行いますのでご了承願います。）

□申告には、次のもの（書類など）をご持参ください。

- ①給与や年金所得者は源泉徴収票。それ以外の方は収支明細書（内訳）や雇用主からの支払証明書など。
- ②生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払い証明書など。（領収書はダメです。）
※地震保険料控除創設に伴い、従来の損害保険料控除が廃止されました。（「一定の長期損害保険」については経過措置があります。）
- ③社会保険庁から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」
- ④医療費控除や雑損控除などを受ける方は、領収書や補てん額のわかる書類など。
※介護保険制度下での医療費控除については、施設または支援事業者の発行した領収書が必要です。
- ⑤配当控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方は、それに必要な書類など。
- ⑥寄付金控除証明書（寄付金控除を受ける人）
- ⑦障害手帳、療育手帳など（障害者控除を受ける人）
- ⑧印鑑（振替納税をされる方は、その金融機関への届印と口座番号）など。必ずご持参ください。

要介護認定者の障害者控除について

介護保険において要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の方で一定の要件に該当した場合には、障害者控除対象者として認定され、所得税法上および地方税上の障害者控除の適用が受けられます。
確定申告において控除を受けられる場合には、「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。認定書の発行および詳しいことについては保健福祉課介護グループまでお問い合わせください。
問合先 保健福祉課 介護グループ TEL38-5161

お知らせ **確定申告納税相談日程**

月	日	字名等	午前	午後	月	日	字名等	午前	午後
2	16	在士	全組	全組	3	1	小川原	1～4組	5～8組
		法養寺				2	北落	1～5組	6～10組
	17	正楽寺	全組	1～6組		3	長寺東	1～4組	5～8組
		下之郷				4	尼子	1～6組	7～13組
	18	下之郷	7～12組	13～18組		5	尼子	14～19組	20～25組
	19	長寺西	1～10組	11～19組		6	全集落	全区民	全区民
	22	金屋	1～6組	7～12組		7	全集落	全区民	全区民
	23	池寺	1～4組	5～8組		9	全集落	全区民	全区民
	25	横関	1～3組	4～6組		10	全集落	全区民	全区民
	26	呉竹	1～6組	7～12組		11	全集落	全区民	全区民
					12	全集落	全区民	全区民	
					15	全集落	全区民	全区民	

- ◇申告会場は全日、甲良町公民館1階研修室となりますのでご注意ください。
（受付時間：午前は9時～11時30分、午後は1時30分～4時）
※3月6日（土）7日（日）は申告相談を実施します。
- ◇本年より個人住民税の住宅ローン控除の適用にあたって、町への申告は不要です。
- ◇医療費控除を受けられる方は、必ず事前に領収書等の計算を行い申告会場までお越しください。
※「医療費の明細書」の封筒が税務課にあります。

【農家の皆さんへ】

農業所得の収支計算はされましたか？まだお済みでない方は、申告までに収支計算を行い、収支内訳書を作成していただきますようお願いいたします。また、申告会場へは収支内訳書をご持参の上、お越しください。

【事業、譲渡、贈与の申告をされる方、および認定農業者の方へ】

2月18日（木）甲良町商工会館で行われる地区相談会にお越しください。
（受付時間：午前は9：30～12：00、午後は1：00～4：00）
※上記日程で都合の悪い方は彦根税務署（申告会場：彦根商工会議所）2月16日（火）～3月15日（月）までの平日（9：00～17：00）にお越しください。

【問合先】 役場税務課 ☎38-5064（直通） 彦根税務署 ☎22-7640（代表）

～彦根税務署からのお知らせ～

- ◇申告会場は彦根商工会議所です。
確定申告期間中（2月16日～3月15日）の申告指導は、彦根商工会議所4階会議室となります。
彦根税務署には申告会場はありませんのでご注意ください。
- ◇国税庁ホームページもご利用ください。（<http://www.nta.go.jp>）
- ◇e-Tax をご利用ください。

彦根税務署 TEL22-7640（代表）

包括支援センター ～65歳以上の方へ～

介護予防健診（生活機能評価）を実施します！

甲良町在住で、平成22年4月1日現在65歳以上の方（介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く。）に『基本チェックリスト』をお送りします。

「基本チェックリスト」は25項目の質問に答えていただくことによって、生活機能の低下のサインを早期に発見し、医師の診察により安全に適切に介護予防教室にご参加いただけるよう判定を行うためのものです。

同封しています「基本チェックリスト記載における注意事項」をよく読んでご回答いただき、地域包括支援センターまで提出してください。提出は、郵送で提出していただくか、役場1階受付・保健福祉センター・呉竹センター・長寺センターの各回収箱に提出してください。

《健診の流れ》

①基本チェックリストの送付

対象の方：65歳以上の方
(要介護・要支援認定者は対象となりません)



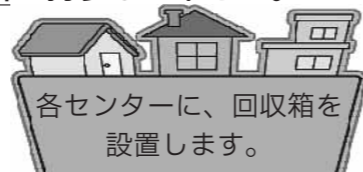
チェックリストに記入の上、必ず3月25日までに提出してください。

②基本チェックリストの回収

基本チェック記入後、同封している茶色の封筒に入れ、
郵送（切手は不要）または直接回収場所に持参して下さい。

回収場所：役場1階受付・保健福祉センター
長寺センター・呉竹センター

※3月25日（木）までに必ず提出してください。



各センターに、回収箱を設置します。

③生活機能を判定します

「基本チェックリスト」にもとづき、生活機能の低下が疑われた方には、受診券を後日送付します。

医師の診察で、「介護予防のためのサービスの利用が望ましい」と判定された方には、介護予防事業への参加をご案内します。

《送付しているもの》

- ・基本チェックリスト
- ・「生活機能評価」の実施について（説明書）
- ・基本チェックリスト記載における注意事項
- ・返信用封筒（茶色の封筒）



《提出するもの》

- ・基本チェックリスト
(記入漏れがないか、確認して下さい)
- ※返信用の茶色の封筒に入れて、
ポストまたは回収箱へ入れてください。

**認知症になっても安心して暮らせる町づくり
シンポジウム開催のお知らせ**

甲良町では、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」を目指して、シンポジウムを下記の日程で開催します。たくさんの方の参加をお待ちしています。

日時：平成22年 2月13日（土曜日）
午前9時30分～12時（受付開始：午前9時から）

場所：甲良町保健福祉センター 1階・多目的研修室

内容：第1部「寸劇」
・認知症キャラバンメイトより
第2部「講演」
・認知症になってもあなたの財産は守れます



講師：特定非営利活動法人 あさがお
権利擁護・成年後見支援事業
相談員 山本留美 さん

参加費：無料

※お申し込み・お問い合わせは…

- ・甲良町地域包括支援センター（電話：38-5161）
- ・甲良町デイサービスセンターけやき（電話：38-8181）



★一般高齢者介護予防事業

★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。
運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

2月の転倒予防教室のテーマは「エアロビクス・体力測定」です。

開催日：5日（金）・12日（金）・19日（金）

13：30～15：00 保健福祉センター 1階 多目的研修室

参加費：1回 200円（送迎を希望される方は、1回100円で利用できます）

※参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。





サワディーカー SAWASDEE KAA

タツサニーヤーです

「寒〜い！」日本の冬、私にとって本当に大変です。皆さんはどうですか？同じアジアの中にあると言っても、日本とタイの気候、食べ物、習慣、言葉、文化が全然違いますね。アジアではないところはもっと違うでしょうね。けれど、同じ人間ですので、表情、人情、気持ちは一緒だと思います。ですから、きっとお互い、理解しあえると思いますね。

<もし世界が78人の村だったら>

「もし世界が100人の村だったら」という本を読んだことがありますか？世界のことを考えようと思ったら、世界は広くて想像できないかもしれませんね。本の中には世界を縮小して、100人の村だったら、どうなるかという説明していて、すごく分かりやすいと思います。世界の一人として私たちが世界のことを知ることを目的に甲良中学校で「もし世界が78人の村だったら」というワークショップを行いました。世界の男女の割合、子ども・大人・お年よりの割合、言語、地域と人口、世界の豊かさなどを体験しながら、勉強しました。ワークショップが終わった後、子どもの感想が様々でした。例えば、「給食でいつも残っている嫌いな食べ物はもしかして世界のどこかの一日分の食べ物かもしれないので、食べ物を大事するように頑張ります。」「世界の言語は段々消失していく傾向なので、日本語以外の言語も勉強するべきです」などでした。

配った役割カードに従って、行動しましょう



アジア、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカの人口の割合



「アジアは人口が多いが、食べ物が少ない」どう思いますか？



今の世界の状態はいいと思いますか？

<紙芝居を通して多文化理解>

皆さん、紙芝居が好きですか？紙芝居って、本当に素晴らしいものだと思います。タイの話を甲良町の子どもに伝えたいと思い、甲良町の紙芝居の拡大グループと北落の易行寺の紙芝居グループにタイのお釈迦様の話を紙芝居にいただきました。小学校や金屋、北落の子どもたちを聞かせました。紙芝居を見ながら、多文化にふれ合うのも楽しい方法です。タイの紙芝居を見たい方がいれば、役場総務課まちづくりグループに連絡してくださいね。



東小学校での紙芝居



西小学校での紙芝居



金屋での紙芝居

<東保育園のお誕生会>

東保育園のお誕生会で多文化サークルのみなさんのタイ舞踊がありました。子どもたちは初めてタイの衣装、タイ音楽、タイ舞踊を見ました。舞踊の後、踊った人に対する質問タイムがあって、「どんな果物が好きなのか？」「おいくつ」など。踊った人はこれまで踊ってきた中で、保育園のタイ舞踊が一番楽しかったと言いました。その日のタイ舞踊は子どもたちでも大人たちでも一生に残る思い出かもしれません。

タイ舞踊登場



舞台での状態



興味深くじっと見ている子どもたち



2曲目の舞踊

<老人会での多文化共生>

甲良町の皆さんは本当にお勉強が好きの方々ですね。お年寄りの人でも多文化に興味を持っていますね。甲良町の老人会で何箇所かタイのことを紹介しに行きました。日本と違う食べ物や習慣などを初めて聞いた人は、びっくりすることも多かったのではないかと思います。少しでも多文化を知っていただくことが大事なことだと感じています。

タイ文字の紹介



写真、ポスターを見せながら



タイのものを見たり、触ったり



聞いた話をお友達と話した様子

では、ポッカン マイ ナ カー (また会いましょうね)

お知らせ 第12回犬上川クリーン作戦のお知らせ!

私たちの生活に計り知れない恵みを与えてくれる犬上川への不法投棄が後を絶ちません。河川愛護・環境美化の普及とゴミの不法投棄防止の啓発を図るため、周辺住民・企業・議会・行政・関係団体等が犬上川左岸の清掃活動を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。



第11回 犬上川クリーン作戦の様子

日時 3月7日(日) 少雨決行
集合場所 北落工業団地 北側道路
お問合せ 総務課生活安全グループ(TEL38-5063)

お知らせ 軽自動車等の手続きはお早めに!

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。すでに所有されていない方や所有者が変わっているのにまだ名義変更されていない方は、必ず3月末日までに手続きをしてください。

原付バイクや農耕作業用機械などの『甲良町ナンバー』は役場税務課で手続きができます。

こんな時は速やかにお手続きを!

○廃車の時は・・・

所有者の印鑑(代理申請の場合は代理人の印鑑)とナンバープレートを持って、役場税務課で申請してください。ナンバープレートを紛失されている場合でも申請できますが、発見された場合は必ずご返納ください。

○バイク等を譲ったら・・・

登録がそのままですと、翌年度も軽自動車税が課税されます。また思わぬトラブルに巻き込まれてしまうこともありますので、バイクなどを譲る場合は、必ず廃車の手続きを行ってから、新しい所有者の方に新規登録をしていただくようにしてください。

○町外に転出される時は・・・

町外に住所を移した時は、所有の原付バイクなどは旧住所地で廃車の手続きをし、新住所地で新たに登録を行うようにしてください。

○所有者が死亡された時は・・・

廃車もしくは所有者の変更が必要です。所有者を変更される場合は、ナンバープレートをお返しいただき、新たに登録をしてください。

○盗難にあった時は・・・

バイクなどが盗難にあった場合は、警察へ盗難届けを提出し、警察の受理番号などを控えて、廃車の手続きにお越しください。

盗難されたバイクなどが発見された場合は、再度、登録の手続きが必要です。

○障害のある方の減免は・・・

心身に障害のある方などのために使用される軽自動車で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

原則、障害者本人が所有する軽自動車等で、普通自動車を含め1人1台です。

軽自動車の減免を希望される場合は、3月15日～4月15日までに役場税務課で申請してください。

※ なお、『滋賀県ナンバー』の軽自動車については・・・

バイク(126cc以上)は、近畿運輸局滋賀運輸支局 050(5540)2064

軽自動車は、軽自動車検査協会滋賀事務所 077(585)7103 にお問い合わせください。

子育て支援センター ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

親子ふれあい教室も回を重ねて、参加者の楽しい交流がすすんでいます。今回は、各教室の1コマを紹介します。



こあらくらぶ

子どもたちは散歩が大好き。天気の良い日には近くの公園へ出かけました。



かんがるーくらぶ

だっこ大好き。ゆったりとした時間が流れます。



こあらくらぶ・かんがるーくらぶ合同

小児科の医師から「乳幼児の健康と安全について」学習しました。インフルエンザの流行などもあり、お母さん方は熱心に聞いておられました。



毎年恒例の1歳児、2・3歳児合同のクリスマス会。

サンタさんから、プレゼントをもらって大喜びでした。

楽しいひとときを過ごしました。



2月のサークルひろば

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	12日(金) 22日(月)	9:30~11:30	保健福祉センター
ひまわり	5日(金) 19日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

※サークルに参加される方は、お茶をご持参ください。当日の参加もいいですよ。

3月のサークルひろば(予定)

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	2日(火) 15日(月)	9:30~11:30	ライフサポートセンター
ひまわり	5日(金) 19日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

お知らせ **交通災害共済** ～交通災害共済受付スタート～

- 加入できる方： 県内に住民登録または外国人登録をしている方
県内の事務所・事業所・学校等に勤務または在学している方
- 年間掛金： 1人500円(1人1口)
- 申し込みについて： 各世帯に配布します加入申込書に必要な事項をご記入の上、掛金を添えて各区長様へお申し込みください。(2月中は、各字区長様に取りまとめを依頼しています)自治会未加入者または、3月1日以降に加入される方は直接役場でお申し込みください。加入申込書は役場窓口にあります。(印鑑不要)
- 対象となる事故： 日本国内で一般交通の用に供する道路において、自転車、バイク、自動車等の運行中に発生した事故(自損行為を含む)または、これらの車両にひかれたりした事故による死傷が対象。(共済期間内に発生した事故に限る)
- 請求期限： **交通事故発生日から2年以内**(平成21年4月1日以後発生の交通事故に適用)
見舞金請求後、治療が続き上位の等級に該当した場合、交通事故発生日から2年以内であれば差額を支給します。
- 災害見舞金：(平成21年4月1日以後に発生した交通事故に適用)

1等級	1,000,000円	死亡
2等級	800,000円	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級の区分の第1級各号に該当する障害、即ち両眼が失明したもの、両上肢の用を全廃したもの、両下肢の用を全廃したもの等です。
3等級	120,000円	医師の治療実日数(「入院治療日数および通院治療日数」以下同じ。)が120日以上の障害
4等級	70,000円	医師の治療実日数が60日以上の障害
5等級	40,000円	医師の治療実日数が20日以上の障害
6等級	25,000円	医師の治療実日数が5日以上の障害
7等級	20,000円	医師の治療実日数が5日未満の障害
加算	10,000円	通院治療に限り、ギプス固定期間が30日以上ある場合

◎酒酔運転、無免許運転、その他故意又は重大な過失による場合等には見舞金は支給できません。

※詳しくは申込書と一緒に配布するチラシをご覧ください。

【問合先】総務課1階 生活安全グループ ☎38-5063

お知らせ **コミュニティーバス収支等状況**

平成20年10月1日～平成21年9月30日の湖国バスの収支状況です。

No	運 行 経 路		経常収益(円)	経常費用(円)	経常損益(円)
1	河瀬駅	金屋・川相	1,640,570	4,030,753	2,390,183
2		金屋			
3		金屋			
		合計	2,919,305	9,399,215	6,479,910



※コミュニティーバスとは、地域住民の日常生活に必要な不可欠な地域を運行し、地域住民の福祉を確保するためのバスのことです。

甲良町では、湖国バスのことを言います。

年金 **～年金からのお知らせ～**

1. 国民年金保険料の納付は口座振替の1年前納がお得！
～お申し込みは2月末日までにしてください～

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納(将来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があり大変お得です。

平成22年4月分からの国民年金保険料を、口座振替で1年前納または6ヶ月前納することを希望される場合は、平成22年2月末日までに手続きをしてください。

手続きは、口座振替を希望される金融機関・郵便局またはお近くの年金事務所をお願いします。なお、手数料は不要です。

現在、口座振替を利用されている方であっても、振替方法の変更を希望される場合は 手続きが必要になりますので、ご注意ください。

※ 平成22年度の保険料は、平成22年2月に告示の予定です。

【参考】口座振替を利用した場合の保険料額(平成21年度)

- ① 1年前納 …4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替えます。
前納保険料額 172,230円 割引額 3,690円
- ② 6ヶ月前納…4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替えます。
前納保険料額 86,960円 割引額 1,000円
- ③ 早割制度 …毎月の保険料を当月末に振替えます。
早割保険料額 毎月14,610円 割引額 50円
- ④ 翌月振替 …毎月の保険料を翌月末に振替えます。
納期限日に振替えているため割引はありません。
保険料額 毎月14,660円

2. クレジットカードによる納付方法もあります！

口座振替のほかにクレジットカードによる納付もございます。

納付方法は、毎月納付(割引なし)、1年前納、6ヶ月前納の3種類です。なお、1年前納及び6ヶ月前納の割引額は、納付書による現金納付の場合と同様です。

また、クレジットカードによる納付は、年金事務所にて登録以降継続的にクレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を行い、カード会員に請求する方法です。直接金融機関等の窓口でクレジットカードを提示し納付する方法ではありませんのでご注意ください。

ただし、一部免除が承認された期間はご利用できません。

クレジットカードを利用した場合の納付方法

- ①1年前納 …4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に引落します。
- ②6ヶ月前納…4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に引落します。
- ③毎月納付 …毎月の保険料を翌月末に引落します。
納期限日に引落しているため割引はありません

【問合先】彦根年金事務所 ☎23-1114

防災 消防署だより 犬上分署 (TEL 38-3130)

春季全国火災予防運動

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」を統一防災標語とし平成22年3月1日(月)から7日(日)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているものです。特に3月から5月にかけて火災が多発しており、より積極的な防火対策の周知が必要です。

この運動を契機に、日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって火災予防を推進していくため、各地で様々なイベントや防火・防災訓練などが実施されます。

また、この春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」も合わせて実施します。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を使うなどして、積極的な広報を行って下さい。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃え易いものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知機を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

お知らせ 大滝山林組合の職員募集について

大滝山林組合は、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町が共有している山林に関する事務を共同処理するために設立された一部事務組合です。約800haの山林の管理及び高取山ふれあい公園の運営また、林産物の栽培等を行っています。

人員 1人
職務内容 山林経営管理事務
受験資格 昭和62年4月 2日から平成4年4月1日までに生まれた人
受付期間 平成22年2月15日から平成22年3月5日
8時30分～17時15分(土日曜日祭日は除く)

試験の日時及び場所
1. 試験日 平成22年3月10日(水) 2. 時間 午前9時より
3. 場所 大滝山林組合(大滝林業技術研修センター)

申込書配布・申込・お問合せ先 大滝山林組合 〒522-0337 犬上郡多賀町富之尾1586-4
☎0749-49-0029

お知らせ 浄化槽の法定検査を必ず受検しましょう!

浄化槽は、生活排水処理施設として下水道と同様に琵琶湖や河川などの水質保全に極めて有効な施設です。浄化槽の状態が正常でないと、放流先の水路などが汚染される場合があります。浄化槽が本来の機能を発揮しているかを公的な第三者機関が検査・確認する年1回の法定検査が義務付けられています。

浄化槽は日々の維持管理が大切です。法定検査は必ず受検しましょう!
〔法定検査の申込・お問合せ〕(社)滋賀県生活環境事業協会(滋賀県知事指定検査機関)(☎077-554-9271)

プール & お風呂 温水プール・香良の湯カレンダー
利用案内 http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2 休館日	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9 休館日	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16 休館日	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23 休館日	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28						休館日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2 休館日	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9 休館日	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16 休館日	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23 休館日	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28	29	30 休館日	31			休館日

温水プール一般開放

時間 13時～21時(日曜日は20時まで)
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで
入場料 大人 500円
中人 300円(中学生)
小人 200円(5歳～小学生)
※4歳以下は無料です
※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記入場料の半額です。
※甲良町在住の65歳以上の方は、上記入場料の半額でご利用いただけます。

香良の湯

受付時間 12時45分～20時(20時30分には閉場)
入浴料 大人 250円(中学生以上)
小人 150円(小学生)
※障害者手帳等をお持ちの方は割引があります。

シルバーデイ

金曜日は、甲良町内にお住まいの65歳以上の方に限り、無料になります。
※確認をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。

問合先 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

せせらぎ農産物直売所

<営業日時> 毎週木曜日～火曜日 9時～12時
<電話番号> 38-2744
スタンプカード(500円=1点)で20点集めて
素敵なプレゼントを進呈中

サラ金・クレジット・過払い請求
借金問題
勇気を出してご相談下さい!
あい湖司法書士事務所
0120-001-694 (秘密厳守 相談無料)
草津市渋川1丁目9番41号 JR草津駅徒歩5分
司法書士/飛渡 あい子・飛渡 貴之 月～土 9:00～19:00

『交通災害共済のイメージキャラクターを募集!』
・応募資格 県内在住または在勤・在学の方
・応募作品 自作で未発表の作品(制限無し)
・応募方法 官製はがきに作品・郵便番号・住所氏名・年齢・電話番号を記入の上、郵送願います。
・応募先 〒520-0044(厚生会館3階) 大津市京町4丁目3-28 滋賀県市町村交通災害共済組合

行政相談日(第2火曜日)

2月9日(火) 10時から12時
保健福祉センター2階相談室
相談内容 ①医療保険・年金
②道路 ③生活保護
④郵政 ⑤雇用 など

●特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ
(平成21年12月26日発効) 時間額

新繊維工業 (紡績業、染色整理業など)	727円
繊維工業 (ねん糸製造、織物業など)	696円
窯業・土石製品製造業	810円
鉄鋼業	775円
一般機械器具製造業	811円
電気機械器具製造業	793円
自動車・同附属品製造業	813円
精密機械器具製造業	799円
各種商品小売業	740円

●滋賀県最低賃金 時間額693円
(平成21年10月1日発効)
詳しくは
滋賀労働局賃金室 TEL 077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL 077-522-6641
http://www.shiga-roudou.go.jp/

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

2月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
1歳6ヶ月健診	17日(水)	13:00~13:30	H20年7月8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	23日(火)	13:00~13:30	H21年10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	23日(火)	13:30~14:00	H21年4月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

3月前半分(会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
子育て相談	2日(火)	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する 相談を行います	母子手帳
成分献血	9日(火)	10:00~15:00	成分献血に登録されている方	献血カード

■ 問合せ先 保健福祉センター保健グループ(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

ひとのうごき

()内は前月との比較 H22年1月1日現在

	総人口		0~15歳未満	15歳以上~65歳未満	65歳以上
	男	3,808	(+ 3)	540	2,452
女	4,178	(- 4)	542	2,454	1,182
合計	Ⓔ 7,986	(- 1)	1,082	4,906	Ⓐ 1,998
世帯数	2,487	(± 0)	<small>Ⓐ÷Ⓔ=高齢化率25.02% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。</small>		

2010年(平成22年)2月号
通巻第364号

発行/甲良町総務課
〒522-0244
滋賀県犬上郡甲良町在土 353-1
TEL. 0749-38-5061
FAX. 0749-38-5072
E-mail/somuka@town.koura.shiga.jp

窓口業務時間の延長日は2月12日(金)・26日(金)
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

- ①住民票
- ②戸籍(婚姻・出生・死亡など)
- ③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯(休日・勤務時間外)

戸籍の届出のみ
＜関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますので
ご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。 例) 免許証、パスポートなど

問合せ先 総務課 住民グループ ☎ 38-5063